

資料 16-2(共通)	令和 6 年 3 月 22 日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉市障害福祉サービス課	

## 要配慮者利用施設の避難確保計画作成等の義務化について

### 1 概要について

#### (1) 概要について

要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため、平成 29 年 6 月に「水防法等の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 31 号)」が施行されました。今回の法改正により、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務付けられました。

(要配慮者利用施設とは、高齢者、障害者、乳幼児等の、防災施策において特に配慮を要する方が利用する施設です。)

**浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務となります。**

#### (2) 対象となる施設

浸水想定区域等に位置する施設や事業所が対象となります。

※浸水区域等の確認方法は下記ハザードマップをご参照願います。

<https://www.city.chiba.jp/somu/kikikanri/bosai/2019jisinfusuigaihazardmap.html>

(ハザードマップの使い方)

<https://www.city.chiba.jp/somu/kikikanri/bosai/documents/tukaikata.pdf>

### 2 報告について

避難確保計画が実効性のあるものとするためには、施設管理者等の皆さまが主体的に作成していただくことが重要です。別紙「作成の手引き」等を参考に、施設利用者の自力避難困難の程度や、施設の実態に即した計画を作成してください。

#### (1) 避難確保計画について

別紙 1 「避難確保計画チェックリスト」及び別紙 2 「避難確保計画作成の手引き様式編」を活用の上、避難確保計画の作成をしていただき、当課への提出を電子メール(shogai.todokede@city.chiba.lg.jp)にてお願いします。

#### (2) 水防法等の改正に伴う避難訓練結果の報告について

令和 3 年 5 月に水防法及び土砂災害防止法の一部が改正され、市町村地域防災計画にその名称等を定められた要配慮者利用施設が避難訓練を実施した場合には、当該施設管理者等から市町村長に対し

て、訓練結果を報告することが義務化されました。

つきましては、該当する要配慮者利用施設における避難訓練については、原則として年一回以上実施し、訓練実施後は概ね1ヶ月を目安に訓練結果を当課に報告していただくこととし（訓練内容を分けて複数日で実施する場合は最後にまとめて報告することができる。）、報告にあたっては、別紙3「訓練実施結果報告書（様式例）」を参考にさせていただくようお願いします。

当課への提出を電子メール（[shogai.todokede@city.chiba.lg.jp](mailto:shogai.todokede@city.chiba.lg.jp)）にてお願いします。

### 3 その他参考

- [国土交通省ホームページ：要配慮者利用施設の浸水対策](#)
- [内閣府ホームページ：要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集（水害・土砂災害）](#)
- [千葉市ホームページ：千葉市地域防災計画](#)